

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（154）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年11月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2017年11月に生じた諸問題の2回目です。)

III 軍事力強化の動き

(1) 安倍政権下での軍事費増加

①安倍政権下で軍事費が6年連続で上昇している。その推移は、下表で一目瞭然である(2017年11月8日赤旗)。

軍事費の推移 (第二次安倍政権下の軍事費)

(防衛関係費=米軍再編経費+SACO+その他防衛関係費)

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
軍事費・兆円	4.71	4.75	4.88	4.98	5.05	5.12	5.26
伸び率		0.8%	1.03%	1.02%	1.01%	1.01%	1.03%

②その要因の1つがアメリカ製兵器の大量購入である。アメリカからの対外有償援助(FMS)に基づく購入であり、軍事費の約1割を占めている(下表参照・前掲赤旗)。

FMS 予算額の推移

単位億円

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
金額(億円)	1,365	1,179	1,906	4,705	4,858	3,596	4,804

なお、金額は契約ベース。17年度までは成立予算額。18年度は概算要求額

③FMSとは、アメリカ政府を取引相手とし、その見積りで価格も納期も決まる制度。前払いであり、アメリカ国内より高い価格を押し付けられる傾向にある。

その顕著な例がF35ステルス戦闘機である。この戦闘機は、「史上最も高額な戦闘機」(トランプ大統領の日米首脳会議での発言)であり、「日米の防衛力を質的・量的に強化していく」戦闘機(安倍首相の同会談での発言)である。

④アメリカは、空軍・海軍・海兵隊の大半

の戦闘機をF35に置き換える計画で2040年代に2456機を調達し、十数カ国の同盟国も導入する。

⑤政府は、中期防衛力整備計画(2019年度~2023年度)で6000億円以上の調達予算を見込んでおり、調達価格は1機あたり約147億円(米国内より40億円高い)。

⑥しかも、F35は、開発期間と費用がかさみ、機体の故障が相次ぎ、修理期間が平均172日に及ぶなどの運用面でも欠陥を抱

えている。

⑦このようにみてくると、安倍政権がいかに対米従属的な卑屈な政権であるかがよく分かるように思う。

と同時に、政府が策定準備中の次の防衛計画の大綱や中期防（2019年度～23年度）に照準を合わせ、国内外の防衛産業各社は、戦闘機 F35A や輸送機オスプレイなど米国製航空商品の売り込みに奔走し、防衛予算の奪い合いとなること必至であるとみられている（11月8日朝日新聞）。

この意味では、安倍政権とは、軍拡政権であり、「死の商人」の政治的代理人なのである（11月20日赤旗）。

（2）日米共同演習 YS73 など

①2017年11月29日、陸上自衛隊と米陸軍とによる共同演習「ヤマサクラ73」（YS73）が陸上自衛隊仙台駐屯地（仙台市）で始まった（12月13日迄）。同演習は、1982年に陸上自衛隊と米陸軍の図上演習として始まった日米共同演習であった。が、近時は日米以外にもオーストラリア陸軍がオブザーバー参加する日米豪一体の多国籍演習になっている（11月27日赤旗）。

②YS 演習とは、米陸軍の軍事作戦の訓練、その作戦に日本を組み込む戦争法の具体化であり、集団的自衛権行使に向けた演習である。

③①この「ヤマサクラ73」を実施する陸自東北方面総監部は、自衛隊協力者、県・市町村と議会、政府出先機関など関係行政機関に対し、同年10月に陸自東北総監名で研修参加案内を出した。その案内状には、研修の目的が演習の一端を紹介し自衛隊への理解を深めることだ、と記されていた（11

月20日赤旗）。

④つまり、この研修参加案内は、地方自治体に対し米日の戦争に動員や物品提供・役務・施設提供を義務付けた戦争法の具体化の現れである。この動きの行き着く先は国民＝人民の総動員である。

（3）①米空軍戦略爆撃機 B52H ストラトフォートレスと空自が2017年8月22日に共同訓練を実施したことを小野寺防衛相が同年11月21日に明らかにした（於いて記者会見）（11月30日赤旗）。

B52は、米軍戦略爆撃機のなかでも核攻撃能力をもつ爆撃機であり、広島型原爆（15キロトン）80発分、長崎型原爆（22キロトン）55発分に当たる1200キロトンの核爆弾や最大150キロトンの核弾頭を装着した巡航ミサイルを搭載可能な戦略爆撃機である。

②この B52 を「護衛」する訓練を航空自衛隊が行っていたのである。

これに抗議し、“憲法違反・非核3原則蹂躪の米軍の核軍事威嚇行動への加担の全面中止を求める” とする声明が日本平和委員会から発表されたのは、当然である。

（4）オスプレイ事故など

①①アメリカ海兵隊の垂直離着陸機 MV22 オスプレイの「クラス A」（最も重大事故※）の事故率（16万飛行時間当たりの事故数）が9月30日時点で、5年前（2012年）の米軍普天間基地への配備前に日本政府が公表した事故率の約1.7倍に増えていたことが判明した。（11月5日赤旗）。

（※ 死者発生や損害額200万ドル＝約2億2700万円以上の事故）

②重大事故の例として次のようなものが

ある（前掲赤旗）。2016年12月以降に発生したオスプレイの重大事故

④2016年12月13日 空中給油に失敗。沖縄県名護市の浅瀬に墜落。5人が負傷。

⑤17年7月11日 米本土で整備中に落雷事故。整備士が脳死。

⑥17年8月5日 オーストラリア沖で揚陸艦への着艦に失敗し海中に墜落。3人が死亡

⑦17年9月29日 シリア国内で過激組織 IS 掃討作戦の支援任務中に墜落。2人が負傷。

⑧うち、④⑤は普天間基地所属のオスプレイ事故。

◎事故率上昇の理由につき、アメリカ側は防衛相に、“高い能力を持つオスプレイが最も過酷な飛行環境で運用されているため。機体の安全に問題があるとは認識していない”と強調した（11月9日河北新報）。

また菅官房長官は、10月30日の記者会見で、“事故率のみをもって機体の安全性を評価するのは適当でなく、あくまでも目安の1つ”と述べた（11月5日赤旗）。

①オスプレイ配備が始まったのは2012年以降である。政府は、同年4月時点の事故率は1.93であり海兵隊全体の平均2.45を下回ると発表し、安全性を示す根拠とし国内配備を正当化した。これに対し宮本衆議院議員（共）は正當にも大要次のように批判する（11月10日赤旗）。

“事故率を根拠にオスプレイ配備を進めてきた政府の説明が覆った。「あくまで目安」などという理屈は成り立たない。飛べば飛ぶほど事故率が上昇するオスプレイには構造的な欠陥があると言わざるを得ない。訓

練がより過酷になっていることも背景にはあるだろう。危険なオスプレイは直ちに飛行を中止し、日本から撤去すべきで、自衛隊も購入をやめるべきだ。”

（5）北朝鮮の迎撃ミサイル発射と採るべき対応

①②11月6日の日米首脳会談で安倍首相は、アメリカ製武器をさらに購入し日本の防衛力を質・量ともに拡充し、北朝鮮の弾道ミサイルを迎撃していく、と述べた（既述参照）。つまり、北朝鮮弾道ミサイルにはミサイル迎撃を以て対応するというのである。

③現実には、政府は2004年度から「ミサイル防衛」網の整備を始め、④「ミサイル防衛」能力を持つイージス艦、⑤陸上配備のパトリオット PAC3を中心とする「多層防衛網」を敷いてきた。さらに「イージス・アショア」（イージス艦の迎撃ミサイル装置を地上に設置したもの）を加えようとしている（11月27日赤旗）。

④①一方、北朝鮮がICBM（大陸間弾道ミサイル）を公開したのは2012年4月の軍事パレードに於いて（開発中のICBM「KN8」）。また2015年10月軍事パレードに改良型KN14を公開した（11月30日河北新報）。

⑤2016年には2回の核実験と、15回（23発）の弾道ミサイル発射を行った。

⑥このような年表的フォローから読み取れるのは、北朝鮮によるICBM公開実験、弾道ミサイル発射よりも前に政府は北朝鮮に対する「多層防衛網」を先制的に敷いていたということである。

⑦③2017年11月29日、北朝鮮は日本海に向けて弾道ミサイル1発（火星15）を発射し、青森県西方約250キロの日

本の排他的経済水域（EEZ）に落下した（1月30日朝日新聞・赤旗）。

⑥北朝鮮の弾道ミサイル発射は、日米軍事同盟に対する軍事的挑発であり、世界平和にとって重大な脅威ともたらずものであり決して許されない暴挙である。

⑦ではこの暴挙に対し、如何なる方策をとって対処すべきか。次のように考える。

(i)北朝鮮に対し、これ以上の軍事的挑発

を行わないよう、あらゆる外交ルートを用いて、嚴重に要求することである。

(ii)日米韓中露をはじめ関係各国に、北朝鮮の軍事的挑発に乗らないよう自制を求めることである。

(iii)外交を通じ「対話」による平和的解決をすることである。そのためには、米朝、そして日本政府に「対話的平和外交」を促すことである。

IV 改憲の動き

(1) 自民党内の改憲論議

①②2017年11月16日、自民党憲法改正推進本部は、全体会合で憲法論議を再開した（11月17日朝日新聞）。

この日に議論し確認したのは、合区解消とそのための憲法47条・92条の改憲方針である。

推進本部執行部の提案は、憲法47条に“各都道府県から改選ごとに1人以上選出できる”との趣旨を盛り込み、憲法92条も改めるというものである（都道府県を基礎単位とするものであり、特に異論は出なかったという）。

自民党は、11月28日の全体会合で教育無償化について議論のうえ、党改憲原案をまとめたとしているが、その思惑通りにいくかはこの段階では不明である。

③ここで指摘したいのは、合区解消問題は改憲問題の大筋から逸れた、単なる法律事項であり、その本質は党利党略が絡む政治問題だ、ということである。

④自民党は、11月28日までに「改憲4項目」（9条への自衛隊明記、教育無償化、参院合区解消、緊急事態条項）についての2巡目の審議を終えた（11月30日赤旗）。

なお、前掲赤旗によれば、自民党は、党としての改憲案を年内とりまとめをめざし、“早ければ2018年6月頃の発議をめざしたい”（党憲法改正推進前本部長保岡興治）としている。

その今後の推移については後に述べる。

(2) 改憲右翼団体の蠢動と九条の会

①日本会議は、創立20周年の記念集会を開いた。

この集会に安倍首相は、メッセージを寄せて改憲へ歴史的使命を果たすとした。

また日本会議地方議員連盟会長松田神奈川県連会長は、“憲法改定の発議は国会の人が進めてくれる。あとは国民投票。われわれ地方議員が先頭に立って進めていく。憲法改正ができる、もういまそこまで来ている”と述べ、289の小選挙区に組織をつくると表明した。

②さらに日本会議のフロント組織「美しい日本をつくる会」桜井よし子共同代表は、“憲法改正の気運を全国津々浦々につくりだしていく”と述べた（11月30日赤旗）。

③改憲蠢動への反撃の拡がり

このような改憲蠢動に対し九条の会や「安倍9条改憲NO! 全国市民アクション」

は、3000万署名の達成を以て反撃にでている。

例えば、鹿野宮城県鹿島台元町長は、“3000万署名を達成すれば、世論を動かし改憲発議ができないか、仮に発議しても国民投票で過半数を得られないところまで追

V 沖縄問題

(1) 辺野古護岸工事と「日本版海兵隊」
配備

①② 沖縄に駐留しているアメリカ海兵隊の中心は、第3海兵遠征師団(MEB)である。MEBは、陸上、航空、兵站の各部隊を一体化にした海兵隊単独で軍事作戦を実行できる7000～1万5000人規模の海兵隊空地任務部隊である。

③ 2017年8月に、日米共同実動演習「ノーザンヴァンパイア2017」(北海道内演習)に、過去最大の約2000人の海兵隊が参加した。

(i) 主力の海兵隊(第3海兵連隊〈ハワイ)が参加。海兵隊の軽装甲車と陸自の戦車が並んで、実弾射撃する訓練や、偵察部隊によるパラシュート降下訓練も行われた。矢臼別訓練場では第12海兵連隊配備の155ミリりゅう弾砲や高機動ロケット砲システムが実弾射撃を実施した。

航空隊は、三沢基地(青森県)を拠点に、オスプレイやCH53E大型ヘリによる兵員や物資の輸送、AHIZ攻撃ヘリや空軍のF16戦闘機による対地攻撃訓練を実施した。三沢基地では第3戦闘兵站連隊がCH53E大型ヘリによるコンテナ輸送などの訓練を行った(11月7日赤旗)。

④ 以上に記した事実が示していることは、日本国土が海兵隊の訓練基地となっている

い込むことができる。安倍改憲を葬り去り、安倍政権を倒す大きなチャンスだ”と述べた(11月30日赤旗)。

また全国7000余の地域の九条の会も、各地で3000万署名の集約活動を日々展開している(前掲赤旗)。

という実態である。

(3) ② 2017年11月6日、沖縄防衛局は辺野古崎のK9護岸工事に加え、新たに西側のK1、N5護岸工事を開始した(以下11月8日赤旗)。

③ この護岸工事は海底面の岩砕を破砕させる。この工事には県知事の許可が必要である。ところが工事は、許可なしに行われており、その意味で違法な工事である。

④ (i) しかも、護岸工事の海域には、環境省がレッドリストに指定する稀少サンゴ類が防衛局により発見された。

(ii) 11月6日の護岸工事の着工を受けて、沖縄県は防衛局に対し申し入れを行った。その内容(大要)は次の通り。

▼環境監視調査についての正確な情報と、環境保全対策の妥当性や実効性に関する科学的根拠を提示すること。▼稀少サンゴ類への対応および傾斜低護岸の施工について、直ちに工事を停止した上で県と協議すること。▼それにも拘わらず、これを無視して工事を強行する沖縄防衛局の対応は甚だ遺憾であり“強く抗議すること”。

(iii) 11月6日、翁長知事は、“K9護岸工事が始まって半年になっても約100メートルで止まっている。工事が進んでいくようにみせかけているだけ。2度と後戻りできない事態にまで至ったものではな

い”、と述べ、不退転の決意を表明した。

(4) ㉔2017年11月8日、会計検査院は、安倍首相に手渡した2016年度決算検査報告書で、防衛省沖縄防衛局が2015年7月から2016年10月までにライジングサンセキュリティーサービス（東京都）（現場業務は子会社マリンセキュリティー・沖縄県の請負い）と締結した3件の海上警備業務契約（契約総額46億1190万円）につき、“整備員の労務単価を12億1223万円と算定したのは適切ではない。計算し直すと10億2339万円になる”、と指摘した（11月9日赤旗）。

つまり約2億円近くが過払いとなることが判明した。

㉕この問題につき、

(i) 抗議船の船長でヘリ基地反対協議会の仲本事務局長は、“マリン社は抗議する市民の顔写真を撮り、名前を記したリストを作るという人権侵害を平然とやっている。防衛局が新基地建設のため、そうした業者の言い値で発注し税金を湯水のように浪費していることに怒り心頭だ”、と述べた。

(ii) 赤嶺衆議院議員（共）は、“これらは、抗議に対する過剰警備から生まれたこと”と話した。

㉖(i) 沖縄県名護市辺野古の米海兵隊キャンプ・シュワブゲート前で2017年11月9日、米軍新基地建設に反対する県内外の約120人が“違法工事をやめろ”と抗議の声を上げた。

工所用ゲート前で開かれた集会で、ヘリ基地反対協議会の仲本事務局長は“新たな護岸工事が強行されているが、会場でも協力して頑張ろう”と、座り込み参加者に呼びかけた。

(ii) 沖縄平和市民連絡会の北上田さんは、過大な海上警備費を国の会計検査院が指摘した問題について“官製談合の疑いがあり、今後の改善を指示するだけの対応では甘すぎる。不正な公金の支出と一部の業者との癒着は絶対に許されない”と批判した。

うるま市から「島ぐるみ会議」のメンバーら約50人が抗議行動に参加。桃原さんは“サンゴの海が埋め立てられ、米軍基地が造られるとは二重の屈辱です。民意を無視して工事を強行し、県民をあきらめさせようとする安倍政権には負けられない”と述べた。

海上では抗議船3隻とカヌー12艇で抗議し、国が新たに着工を強行した辺野古崎西側のK1,N5の両護岸を造成する作業の中止を訴えた。

(5) ㉗11月13日、沖縄防衛局は、辺野古新基地建設用石材を海岸から搬送する業務を国頭の奥港で始めた。

㉘この暴挙に対し、住民十数名が抗議し、奥港で座り込みをしたが、警備の者が排除した。

㉙翌14日には、名護市大浦湾の新基地予定海域で大型作業船が海上から護岸工事に用いる石材を搬入した（11月15日赤旗）。

㉚ヘリ基地反対協議会などの4隻の抗議船は、沖縄防衛局の警戒船が取り囲む中で、無法作業に対し、「STOP 埋立て」「海を壊すな」と抗議した。

「平和丸」の仲本船長は、“大浦湾は県民の海。県知事、名護市長も反対する新基地建設はできない。県の手続きもない。無法な作業は犯罪行為に等しい。直ちに中止せよ”と訴えた（11月15日赤旗）。

◎右のことと関連する次のことを書き留める。

(i) 11月15日、翁長知事は、“Kの護岸に台船を接岸して石材搬入を行うことは、埋立て承認願書にある環境保全図書では予測されていない。埋め立て承認の際の留意事項に基づき変更承認が必要になる”、

と記者会見で指摘した(11月16日赤旗)。

(ii) 11月15日、市民ら106人が沖縄県警本部長に対し、道路運送車輛法の保安基準に適合しないダンプトラックが沖縄防衛局発注の辺野古新基地建設工事で碎石を運搬しているとして、12台の車輛所有者と運転手を告発した(11月16日赤旗)。

VI その他(諸運動、そして北朝鮮ミサイル発射問題)

(1) 諸運動

①平和遺族会総会

④戦没者遺族の会(平和を願い戦争に反対する)の全国総会が東京都内で開かれ、全国各地から45人が参加した(11月15日赤旗)。

⑥島田会長は、“私たちは72年前に肉親を戦争で失った不幸せを忘れずに、改憲阻止の運動をすすめていきたい”、とあいさつした。

会場からは、“遺児として、平和憲法を守るのは孫子の代への責任”などの発言が相次いだ。

◎総会は、“戦争につながるどんな小さな動きにも反対し、戦争に殺された肉親の「遺言」である憲法9条の改悪を許さない”などと声明を決議した(11月15日赤旗)。

②全教提言

④全日本教職員組合(全教)は、11月20日、提言を発表した(11月21日赤旗)。その「基本要件」は次の通りである。

1 教職員定数を抜本的に改善し、少人数学級を高校まで実現。教員1人の持ち授業時間に上限を設定。

2 授業準備の時間を勤務時間内に保障。

3 全国一斉学力テストによる競争主義的な政策を抜本的に転換。

4 教員の専門性を尊重しない教育行政を改める。

5 成績主義の持ち込みをやめ、教職員のチームワークを高める施策を行う。

6 原則として時間外勤務を命じないとした給特法の原則は堅持し、労働時間管理の制度化など改正する。

7 衛生委員会の設置など労基法、労安法に基づく環境整備。

8 部活について、勝利至上主義を改め、休養日の確保など抜本的に見直す。

9 教職員組合との誠実な協議・意見交換。

⑥都内で記者会見した小畑書記局長は、強調した。

(i) 過労死ラインを超える教職員の時間外勤務の実態が明らかになった2016年度の文科省の調査について、10年前の調査よりも一層時間外労働が増大し、働き方が深刻になっていること。

(ii) その背景に安倍「教育再生」のもとで進む、学力テスト体制による過度な競争主義や教職員評価、教員免許更新制など管理と統制を強化する教育政策があること。

(iii) 文科省が進める“働き方改革”は、業務改善や学校組織の在り方に問題をすり

替え矮小化し、教職員に自己責任を押し付け、教育と教職員へのいっそうの管理強化につながることを。

(iv) 教職員のいのちと健康を守り、長時間過密労働の解消をすすめるために、教育条件整備も含めて抜本的に転換することが

(2) 北朝鮮ミサイル発射問題

①① 11月29日午前3時18分ごろ、北朝鮮は日本海に向けて大陸間弾道ミサイル(ICBM)1発を発射した。ミサイルは、青森県西方約250キロの日本の経済的排他水域(EEZ)に落下した。

②朝鮮中央テレビは、(i)“新たに開発した大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星15」の試験発射に成功した”とし、(ii)“米本土を攻撃可能”と発表。(iii)「火星15」の最高高度は4475キロ、飛行距離は950キロで“米本土全域を攻撃できる”“超大型の重量級核弾道を搭載可能”と主張。(iv)“アメリカなどによる様々な圧力にもかかわらず、発射に成功したことは朝鮮人民の勝利だ”と表明した(11月30日赤旗、朝日新聞、河北新報)。

③これに対する圧力の例として、次のような事実がある。

(i) 原油・石油精製製品輸出の制限(国連安保理決議2375。2017年9月採

(以上で2017年11月に生じた諸問題は終了し、次号より2017年12月に生じた諸問題に移ります。)

求められること。

④以上の提言は、教育の再生のためには、何より必要なのは教職員の勤務条件の抜本的改善が必要であることを正当にも主張している。

⑤(ii)アメリカによるテロ支援国家再指定(同年11月20日)。

(iii)日本軍事力の強化、日本近海での日米共同軍事演習など(11月30日赤旗)。

⑥北朝鮮によるミサイル発射が、平和を脅かす軍事的挑発であり、厳しく非難されるべきは当然であるが、問題は、これに対して如何に対処するかである。

圧力を強化するという方策は愚策である。このことは、北朝鮮がミサイル発射という形で既に答えを出しているからである。

⑦とるべき方策は、平和的外交を通じて北朝鮮に対し発射政策の放棄と非核化とを迫ることであると考える。

⑧加えて、北朝鮮にのみ放棄と非核化を求めるのは誤りであり、核大国(アメリカを始めとする国々)及びその傘の下にある国々(日本など)の政府に対しても、核兵器の全面放棄を迫るべきであると考える。